

○新旧対照表（都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例等の施行について（通知））

新	旧
<p>30 環改化第 1176 号 平成 31 年 3 月 27 日 <u>改正</u> <u>5 環改化第 896 号</u> <u>令和 6 年 3 月 22 日</u></p> <p>各区市環境・公害主管部長 殿</p> <p>東京都環境局環境改善技術担当部長 <u>宗野 喜志</u></p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する 条例等の施行について（通知）</p> <p>日頃より、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都 条例第 215 号。以下「条例」という。）に基づく土壌汚染対策に御尽力いただき、 厚くお礼申し上げます。</p> <p>標記一部改正条例（平成 30 年東京都条例第 120 号）については、平成 30 年 12 月 27 日に公布しております。</p> <p>また、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則（平成 13 年東 京都規則第 34 号。以下「規則」という。）についても、都民の健康と安全を確保 する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則（平成 31 年東京都規則第 14 号。<u>以下「平成 31 年一部改正規則」という。</u>）を平成 31 年 2 月 19 日に公布 しております。さらに、条例第 113 条に基づく東京都土壌汚染対策指針（以下「指</p>	<p>30 環改化第 1176 号 平成 31 年 3 月 27 日</p> <p>各区市環境・公害主管部長 殿</p> <p>東京都環境局環境改善技術担当部長 <u>近藤 豊</u></p> <p>都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する 条例等の施行について（通知）</p> <p>日頃より、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例（平成 12 年東京都 条例第 215 号。以下「条例」という。）に基づく土壌汚染対策に御尽力いただき、 厚くお礼申し上げます。</p> <p>標記一部改正条例（平成 30 年東京都条例第 120 号）については、平成 30 年 12 月 27 日に公布しております。また、都民の健康と安全を確保する環境に関する 条例施行規則（平成 13 年東京都規則第 34 号。以下「規則」という。）につい ても、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規 則（平成 31 年東京都規則第 5 号）を平成 31 年 2 月 19 日に公布しております。 さらに、条例第 113 条に基づく東京都土壌汚染対策指針（以下「指針」という。） について、平成 22 年東京都告示第 407 号を全文改正し、新たな指針（平成 31 年</p>

針」という。)について、平成 22 年東京都告示第 407 号を全文改正し、新たな指針(平成 31 年東京都告示第 394 号)を平成 31 年 3 月 18 日に告示いたしました。いずれも平成 31 年 4 月 1 日 に施行されております。

加えて、都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則(令和 6 年東京都規則第 25 号。以下「令和 6 年一部改正規則」という。)については、令和 6 年 3 月 22 日に公布し、施行は令和 6 年 4 月 1 日となっております。

つきましては、改正の内容及び改正後の条例その他の規定について、現時点での解釈及び運用の方針を下記のとおり取りまとめましたので、各区市における事務において御活用いただき、必要に応じて規制対象となる事業者等への周知方、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 第 1 改正の趣旨及び経緯 (現行のとおり)

### 1 及び 2 (現行のとおり)

### 3 改正条例の成立等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例については、平成 30 年都議会第四回定例会にて可決成立した。

なお、今回の制度見直しの最終的な整理については、「都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について(最終とりまとめ)」(令和元年 5 月公表)を参照されたい。

## 第 2 改正後の条例制度

### 1 規制の目的及び規制対象(第 113 条関係) (現行のとおり)

### 2 土壌汚染の除去等の措置に係る命令等(第 114 条関係) (現行のとおり)

東京都告示第 394 号)を平成 31 年 3 月 18 日に告示いたしました。施行はいずれも平成 31 年 4 月 1 日 となっております。

つきましては、改正の内容及び改正後の条例その他の規定について、現時点での解釈及び運用の方針を下記のとおり取りまとめましたので、各区市における事務においてご活用いただき、必要に応じて規制対象となる事業者等への周知方、御協力よろしくお願ひいたします。

なお、本通知は地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

## 第 1 改正の趣旨及び経緯 (略)

### 1 及び 2 (略)

### 3 改正条例の成立等

都民の健康と安全を確保する環境に関する条例の一部を改正する条例については、平成 30 年都議会第四回定例会にて可決成立した。

なお、今回の制度見直しの最終的な整理については、「都における土壌汚染対策制度の見直しに係る検討について(最終とりまとめ)」(平成 31 年 3 月末公表予定)を参照されたい。

## 第 2 改正後の条例制度

### 1 規制の目的及び規制対象(第 113 条関係) (略)

### 2 土壌汚染の除去等の措置に係る命令等(第 114 条関係) (略)

(1) 及び(2) (現行のとおり)

(3) 人の健康に係る被害が生じるおそれ (現行のとおり)

ア 直接摂取によるもの(含有量基準超過の場合) (現行のとおり)

イ 地下水経路によるもの(溶出量基準超過の場合) (現行のとおり)

(ア) 対象とする飲用井戸等 (現行のとおり)

(イ) 汚染が到達する範囲の考え方

法第5条の調査命令の発出の判断に係るものと同様であることから、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日 環水大土発第1903015号、[令和4年3月24日改正環水大土発第2202212号](#)。以下「法施行通知」という。)42ページ中「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」以下に示された考え方により設定することを原則とする。

概略としては、次の①から④までのとおりである。

① 地下水の流向・流速等に係る情報(特定有害物質の種類、土質(地層等)、地形情報(動水勾配))を入手

② 環境省がホームページで公開する「到達距離計算ツール」に①を入力

③ ②で得られた到達距離と、法施行通知 [43](#) ページに記載された一般値を比較

④ 地下水流向下流側において、③のうち短い距離までであって、法施行通知 [43](#) ページに記載のある「地下水汚染の到達する可能性が高い範囲に関する距離以外の条件」を踏まえて設定した範囲内において、地下水の飲用利用にかかる取水口又は地点があるかを確認

詳細は、環境省の提供するマニュアル及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(以下「調査対策ガイドライン」という。断りがない限り、最新版のものをいう。以下同じ。) Appendix-

(1) 及び(2) (略)

(3) 人の健康に係る被害が生じるおそれ (略)

ア 直接摂取によるもの(含有量基準超過の場合) (略)

イ 地下水経路によるもの(溶出量基準超過の場合) (略)

(ア) 対象とする飲用井戸等 (略)

(イ) 汚染が到達する範囲の考え方

法第5条の調査命令の発出の判断に係るものと同様であることから、「土壌汚染対策法の一部を改正する法律による改正後の土壌汚染対策法の施行について」(平成31年3月1日 環水大土発第1903015号。以下「法施行通知」という。)42ページ中「地下水汚染が生じているとすれば地下水汚染が拡大するおそれがあると認められる区域」以下に示された考え方により設定することを原則とする。

概略としては、次の①から④までのとおりである。

① 地下水の流向・流速等に係る情報(特定有害物質の種類、土質(地層等)、地形情報(動水勾配))を入手

② 環境省がホームページで公開する「到達距離計算ツール」に①を入力

③ ②で得られた到達距離と、法施行通知 [42](#) ページに記載された一般値を比較

④ 地下水流向下流側において、③のうち短い距離までであって、法施行通知 [42](#) ページから [43](#) ページに[かけて](#)記載のある「地下水汚染の到達する可能性が高い範囲に関する距離以外の条件」を踏まえて設定した範囲内において、地下水の飲用利用にかかる取水口又は地点があるかを確認

詳細は、環境省の提供するマニュアル及び「土壌汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドライン」(以下、「調査対策ガイドライン」という。断りがない限り、最新版のものをいう。以下同じ。) Appendix-

1 「特定有害物質を含む地下水が到達し得る『一定範囲』の考え方」を参照すること。

①については、指針の汚染状況調査における「地下水等の状況」として調査報告事項となっていることから、通知別紙を基に、調査報告書の記載内容の妥当性を判断の上、到達距離計算ツールへの活用を検討されたい。

ウ 指針に基づく措置が講じられていないこと (現行のとおり)

(4) 土壌汚染の除去等の措置 (現行のとおり)

3 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等 (第 115 条関係)  
(現行のとおり)

(1) 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請 (現行のとおり)

(2) 汚染状況調査 (第 115 条第 1 項の調査要請に基づく場合)

汚染状況調査は、指針に基づき実施する。調査に当たっては技術力及び法の調査方法に係る専門的知見を要することから、法第 3 条に規定する指定調査機関に行わせることとしている。このときの公平性の担保についても、法第 31 条第 3 号の規定と同様に考えるものとする。

なお、調査の品質確保の観点から汚染状況調査のとりまとめにおいては、東京都で作成した「指定調査機関確認書」、「土壌汚染状況調査結果報告シート」及び「詳細調査 (深度方向調査) 結果報告シート」(以下「指定調査機関確認書等」という。)を活用されたい。

アからウまで (現行のとおり)

(3) から (5) まで (現行のとおり)

4 工場等の廃止又は施設等除却時の義務等 (第 116 条、第 116 条の 2、第 116 条の 3 関係) (現行のとおり)

(1) 調査の契機 (現行のとおり)

1 「特定有害物質を含む地下水が到達しうる範囲の考え方」を参照すること。

①については、指針の汚染状況調査における「地下水等の状況」として調査報告事項となっていることから、通知別紙を元に、調査報告書の記載内容の妥当性を判断の上、到達距離計算ツールへの活用を検討されたい。

ウ 指針に基づく措置が講じられていないこと (略)

(4) 土壌汚染の除去等の措置 (略)

3 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請等 (第 115 条関係)  
(略)

(1) 地下水汚染地域における土壌汚染の調査要請 (略)

(2) 汚染状況調査 (第 115 条第 1 項の調査要請に基づく場合)

汚染状況調査は、指針に基づき実施する。調査に当たっては技術力及び法の調査方法に係る専門的知見を要することから、法第 3 条に規定する指定調査機関に行わせることとしている。このときの公平性の担保についても、法第 31 条第 3 号の規定と同様に考えるものとする。

アからウまで (略)

(3) から (5) まで (略)

4 工場等の廃止又は施設等除却時の義務等 (第 116 条、第 116 条の 2、第 116 条の 3 関係) (略)

(1) 調査の契機 (略)

(2) 工場等廃止時の調査 (現行のとおり)

アからウまで (現行のとおり)

エ 汚染状況調査の方法

汚染状況調査は、指針中「第3 2 汚染状況調査」に基づき実施する。調査に当たっては技術力及び法の調査方法に係る専門的知見を要することから、法第3条に規定する指定調査機関に行わせることとしている。このときの公平性の担保についても、法第31条第3号に規定する基準と同様に考えるものとする。

なお、調査の品質確保の観点から汚染状況調査のとりまとめにおいては、東京都で作成した「指定調査機関確認書等」を活用されたい。

(ア) から (エ) まで (現行のとおり)

オ 土地の利用状況の確認及び調査の猶予 (現行のとおり)

(ア) 確認の申請

第116条第1項ただし書の規定による確認の申請(以下「調査猶予確認申請」という。)は、様式第32号の2(調査猶予確認申請書)により工場等廃止者が行う。ただし、工場等廃止者から当該事業場であった土地(工場等廃止者が調査や措置を行わなかった土地に限る。)を譲渡若しくは返還を受けた者(以下「土地譲受者」という。)又は工場等廃止者若しくは土地譲受者から当該土地に係る汚染状況調査報告義務を合意により承継した土地所有者等(工場等廃止者、施設等除却者及び土地譲受者を除く。以下「転得者」という。)がある場合、当該合意があったことを示す書類を示した上でその者が調査猶予確認申請をすることも認めうる。

また、工場等廃止者及び土地譲受者が不存在であって、工場等廃止者及び土地譲受者以外の土地所有者等(転得者)が汚染状況調査報告義務を承継する意思があるが、当該合意が得られない場合、土地登記簿その他の情報により不存在であることを示した書類を示した上で、その者が

(2) 工場等廃止時の調査 (略)

アからウまで (略)

エ 汚染状況調査の方法

汚染状況調査は、指針中「第3 2 汚染状況調査」に基づき実施する。調査に当たっては技術力及び法の調査方法に係る専門的知見を要することから、法第3条に規定する指定調査機関に行わせることとしている。このときの公平性の担保についても、法第31条第3号に規定する基準と同様に考えるものとする。

(ア) から (エ) まで (略)

オ 土地の利用状況の確認及び調査の猶予 (略)

(ア) 確認の申請

第116条第1項ただし書の規定による確認の申請(以下「調査猶予確認申請」という。)は、様式第32号の2(調査猶予確認申請書)により工場等廃止者が行う。ただし、土地譲受者又は工場等廃止者若しくは土地譲受者から当該土地に係る汚染状況調査報告義務を合意により承継した土地所有者等がある場合、当該合意があったことを示す書類を示したうえでその者が調査猶予確認申請をすることも認めうる。

申請者以外に当該土地の所有者等がいる場合、所有者等が調査猶予確認申請に同意していることを示す書類の添付を必須とした。「所有者等」とは、法第3条第1項と同じく、所有者、管理者及び占有者をいい、当該土地の掘削権原を有する者を指す。原則としては所有者であるが、これにより難しい場合は、当該土地の管理実態等を踏まえ、選定されるものである。



調査猶予申請をすることも認めうるが、限定的に運用することとされた  
い。

申請者以外に当該土地の所有者等がいる場合、所有者等が調査猶予確認申請に同意していることを示す書類の添付を必須とした。「所有者等」とは、法第3条第1項と同じく、所有者、管理者及び占有者をいい、当該土地の掘削権原を有する者を指す。原則としては所有者であるが、これにより難しい場合は、当該土地の管理実態等を踏まえ、選定されるものである。

(イ) 第116条第1項ただし書確認の要件

第116条第1項ただし書の規定による調査猶予に係る知事の確認(以下「調査猶予確認」という。)の要件は、次のa及びbのいずれにも該当する土地とする。工場等の敷地全体としてはaに該当しても、bに該当しない部分がある場合は、当該部分は調査猶予確認を行うことができないので、留意されたい。

a 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないこと(施行規則第56条第5項第1号への該当性)

この要件は、法施行規則第16条第3項と類似の考え方によることから、法第3条ただし書の確認がなされた土地については、規則第56条第5項第1号に該当するものと考えて差し支えない(ただし、同条同項第2号に該当するか否かの確認は別途必要となる)。具体的には、以下の①から③のいずれかに該当する場合となる。

①(第1号中ア)「引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場(当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。」

工場又は指定作業場としては廃止したものの、引き続き同一事業者が当該工場等の敷地で事業を営む場合がこれに該当する。法施行

(イ) 第116条第1項ただし書確認の要件

第116条第1項ただし書の規定による調査猶予に係る知事の確認(以下「調査猶予確認」という。)の要件は、次のa及びbのいずれにも該当する土地とする。工場等の敷地全体としてはaに該当しても、bに該当しない部分がある場合は、当該部分は調査猶予確認を行うことができないので、留意されたい。

a 人の健康に係る被害が生ずるおそれがないこと(施行規則第56条第5項第1号への該当性)

この要件は、法施行規則第16条第3項と類似の考え方によることから、法第3条ただし書の確認がなされた土地については、規則第56条第5項第1号に該当するものと考えて差し支えない(ただし、同条同項第2号に該当するか否かの確認は別途必要となる)。具体的には、以下の①から③のいずれかに該当する場合となる。

①(第1号中ア)「引き続き工場等廃止者が事業の用に供する事業場(当該工場等廃止者又は当該事業場に係る事業に従事する者その他の関係者以外の者が立ち入ることができないものに限る。)の敷地として利用されること。」

工場又は指定作業場としては廃止したものの、引き続き同一事業者が当該工場等の敷地で事業を営む場合がこれに該当する。法施

規則第 16 条第 3 項第 1 号に相当する。

- ②（第 1 号中イ）「廃止した工場又は指定作業場が小規模であって、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。」

引き続き工場等廃止者が当該工場等の敷地にある建築物（住居一体型又は近接型）に居住する場合はこれに該当する。法施行規則第 16 条第 3 項第 2 号に相当する。

- ③（第 1 号中ウ）「工場等廃止者以外の者の事業用地又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接接触することのない状況であること。」

都内の実情を踏まえた要件として、法で明記されていないものを追加した。集合住宅の一室で事業を行っていた工場等や、複合商業施設の一角で事業を行っていた工場等の敷地であつて、他の者の事業用地又は居住用地として現に利用されている土地が該当する。

当該土地は工場等廃止者以外の者の立ち入りがあることから、汚染が生じているおそれのある土壌に人が直接接触しないよう措置がされていることが必要である。

- b 当分の間汚染状況調査の実施が困難であること（規則第 56 条第 5 項第 2 号への該当性）

上記 a に該当する土地であっても、工場等廃止者が調査を実施することに支障がない土地であれば、調査を実施することが原則である。

行規則第 16 条第 3 項第 1 号に相当する。

- ②（第 1 号中イ）「廃止した工場又は指定作業場が小規模であつて、事業の用に供されていた建築物と工場等廃止者（その者が法人である場合にあつては、その代表者）の居住の用に供されている建築物とが同一のものであり、又は近接して設置されており、かつ、当該居住の用に供されている建築物が引き続き当該工場等廃止者の居住の用に供される場合において、当該居住の用に供されている建築物の敷地（これと一体として管理される土地を含む。）として利用されること。」

引き続き工場等廃止者が当該工場等の敷地にある建築物（住居一体型又は近接型）に居住する場合はこれに該当する。法施行規則第 16 条第 3 項第 2 号に相当する。

- ③（第 1 号中ウ）「工場等廃止者以外の者の事業用地又は居住の用に供される敷地として現に利用されており、かつ、当該敷地内の土壌が舗装その他の方法により人が直接接触することのない状況であること。」

都内の実情を踏まえた要件として、法で明記されていないものを追加した。集合住宅の一室で事業を行っていた工場等や、複合商業施設の一角で事業を行っていた工場等の敷地であつて、他の者の事業用地又は居住用地として現に利用されている土地が該当する。

当該土地は工場等廃止者以外の者の立ち入りがあることから、汚染が生じているおそれのある土壌に人が直接接触しないよう措置がされていることが必要である。

- b 当分の間汚染状況調査の実施が困難であること（規則第 56 条第 5 項第 2 号への該当性）

上記 a に該当する土地であっても、工場等廃止者が調査を実施することに支障がない土地であれば、調査を実施することが原則である。

しかし、規則第 56 条第 5 項第 2 号に該当する場合は、現に調査の実施が困難であり、当然にその後の措置を行うことも困難と考えられることから、例外的に調査の一時的猶予の対象とした。

条例独自の規程による地下水調査は、ボーリングによる採水井戸の設置を基本としている。よって、調査対象地内でボーリングを実施するために建物の取り壊し又は建物の基礎等を損壊せざるを得ず、このことにより現に行われている事業・居住に著しく支障をきたすと認められる場合には、規則第 56 条第 5 項第 2 号に該当すると考えて差し支えない。事業・居住に著しく支障をきたすことの主張は、申請者が行う。

(ウ) から (キ) まで (現行のとおり)

カ 調査義務違反に係る指導等 (現行のとおり)

(ア) から (ウ) まで (現行のとおり)

(エ) 土地譲受者による調査義務

第 116 条第 9 項の規定により、土地譲受者も当該土地の調査の実施及び結果の報告の義務を負う。この「土地譲受者」は、あくまでも工場等廃止者と直接土地の権利を取引した者に限られる。

譲渡には、売買、交換、現物出資、収用、代物弁済、競売等も含まれる。

譲渡等があった時点で工場等廃止者及び土地譲受者の両者が義務を負っている状況となる。この場合、いずれか一者が義務を果たせばもう一者の義務も消滅する。

また、土地譲受者がさらに他の者(転得者)に当該土地を譲渡した場合であっても、第 116 条第 9 項に基づく土地譲受者の義務は転得者には移行せず、当該土地譲受者に課されたままとなる。

土地譲受者が調査を実施する上で有用である情報を提供するため、知事は土地譲受者がいることを知ったときは、当該事業場で取扱のあった

しかし、規則第 56 条第 5 項第 2 号に該当する場合は、現に調査の実施が困難であり、当然にその後の措置を行うことも困難と考えられることから、例外的に調査の一時的猶予の対象とした。

条例独自の規程による地下水調査は、ボーリングによる採水井戸の設置を基本としている。よって、調査対象地内でボーリングを実施するために建物の取り壊し又は建物の基礎等を損壊せざるを得ず、このことにより現に行われている事業・居住に著しく支障をきたすと認められる場合には、規則第 56 条第 5 項第 2 号に該当すると考えて差し支えない。事業・居住に著しく支障をきたすことの主張は、申請者が行う。

(ウ) から (キ) まで (略)

カ 調査義務違反に係る指導等 (略)

(ア) から (ウ) まで (略)

(エ) 土地譲受者による調査義務

第 116 条第 9 項の規定により、工場等廃止者が調査を行わずに当該事業場であった土地を譲渡若しくは返還したときは、当該譲渡若しくは返還を受けた者(以下「土地譲受者」という。)も当該土地の調査の実施及び結果の報告の義務を負う。この「土地譲受者」は、あくまでも工場等廃止者と直接土地の権利を取引した者に限られる。

譲渡には、売買、交換、現物出資、収用、代物弁済、競売等も含まれる。

譲渡等があった時点で工場等廃止者及び土地譲受者の両者が義務を負っている状況となる。この場合、いずれか一者が義務を果たせばもう一者の義務も消滅する。

また、土地譲受者がさらに他の者(転得者)に当該土地を譲渡した場合であっても、第 116 条第 9 項に基づく土地譲受者の義務は転得者には移行せず、当該土地譲受者に課されたままとなる。



特定有害物質等の種類その他の規則で定める事項を通知することとした。記載事項について、留意点を示す。

a (第1号) 譲渡又は返還のあった土地の場所

当該事業場の敷地のうち、譲渡等があった土地の場所が一部であれば、その場所（地番若しくは住居表示又はその併記）を記載する。

b (第2号) 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称

c (第3号) 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称

土地譲受者に直接土地の権利を譲渡した者と同一人物である。よって、個人情報にあたる場合であっても、これを記載すべきものである。

d (第4号) 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日

e (第5号) 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類  
区市が取扱を把握している特定有害物質の種類について記載する。  
このほか、取り扱っていた可能性が高い特定有害物質の種類があれば、補記することが望ましい。

また、既に汚染状況調査が実施され、結果が報告されているときは、当該調査報告書において取扱いがあったとされた特定有害物質の種類を記載することができる。

f (第6号) 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第百十八条の二第一項に規定する台帳が調製されているときは、その旨

当該土地において既に工場等廃止者により汚染状況調査の結果が報告され、又は措置に係る計画書が提出されていることを知るために必要な情報であることから、通知に記載する事項とした。すなわち、汚染状況調査の結果が報告され、かつ当該土地において土壤汚染が確

土地譲受者が調査を実施する上で有用である情報を提供するため、知事は土地譲受者がいることを知ったときは、当該事業場で取扱いのあった特定有害物質等の種類その他の規則で定める事項を通知することとした。記載事項について、留意点を示す。

a (第1号) 譲渡又は返還のあった土地の場所

当該事業場の敷地のうち、譲渡等があった土地の場所が一部であれば、その場所（地番若しくは住居表示又はその併記）を記載する。

b (第2号) 譲渡又は返還のあった土地に係る工場又は指定作業場の名称

c (第3号) 工場又は指定作業場に係る工場等廃止者又は施設等除却者の氏名又は名称

土地譲受者に直接土地の権利を譲渡した者と同一人物である。よって、個人情報にあたる場合であっても、これを記載すべきものである。

d (第4号) 工場又は指定作業場の廃止年月日又は当該土地における施設等除却の日

e (第5号) 工場又は指定作業場で取り扱っていた特定有害物質の種類  
区市が取扱を把握している特定有害物質の種類について記載する。  
このほか、取り扱っていた可能性が高い特定有害物質の種類があれば、補記することが望ましい。

また、既に汚染状況調査が実施され、結果が報告されているときは、当該調査報告書において取扱いがあったとされた特定有害物質の種類を記載することができる。

f (第6号) 譲渡又は返還のあった土地に係る汚染状況調査の結果が報告され、条例第百十八条の二第一項に規定する台帳が調製されているときは、その旨

当該土地において既に工場等廃止者により汚染状況調査の結果が報告され、又は措置に係る計画書が提出されていることを知るために

認められているときは、後述する台帳が調製されていることから、土壌等の汚染状況及び当該土地において既に実施されている措置の状況については、ここで示した台帳を確認させればよい。なお、土地譲受者の利便のため、台帳の帳簿の写しを添えることが望ましい。

既に実施した汚染状況調査、土壌汚染の除去等の措置等の詳細については、第 119 条各項の規定により、調査実施者又は措置実施者が土地所有者等と情報を共有し、作成した記録は承継することとなっており、土地譲受者はこれを把握していることが期待される。把握していない場合は、台帳の添付書類の閲覧等により、情報を提供されたい。

g (第 7 号) 譲渡又は返還のあった土地に係る条例第百十六条第四項 (第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) の規定による指示がなされているときは、その指示の内容

第 116 条第 4 項の指示については、これがなされたことの実態は台帳に記載されていない。よって、通知に記載する事項とした。指示書の写しを添付する等により対応されたい。

土地譲受者への通知については、別紙参考様式 5 も参考に実施されたい。

通知の発出によらず譲受者には義務が生じており、当該通知は情報提供のみを目的としたものである。

また、そもそも土地譲受者の義務については違反があったとしても勧告 (さらに、勧告違反があった場合でも公表) に留まるものであることから、当該通知の発出は不利益処分に 当たらぬ。

上記の土地譲受者の義務の性質については、通知の発出に 当たり、土地譲受者に適宜説明されたい。

必要な情報であることから、通知に記載する事項とした。すなわち、汚染状況調査の結果が報告され、かつ当該土地において土壌汚染が確認されているときは、後述する台帳が調製されていることから、土壌等の汚染状況及び当該土地において既に実施されている措置の状況については、ここで示した台帳を確認させればよい。なお、土地譲受者の利便のため、台帳の帳簿の写しを添えることが望ましい。

既に実施した汚染状況調査、土壌汚染の除去等の措置等の詳細については、第 119 条各項の規定により、調査実施者又は措置実施者が土地所有者等と情報を共有し、作成した記録は承継することとなっており、土地譲受者はこれを把握していることが期待される。把握していない場合は、台帳の添付書類の閲覧等により、情報を提供されたい。

g (第 7 号) 譲渡又は返還のあった土地に係る条例第百十六条第四項 (第百十六条の二第二項において準用する場合を含む。) の規定による指示がなされているときは、その指示の内容

第 116 条第 4 項の指示については、これがなされたことの実態は台帳に記載されていない。よって、通知に記載する事項とした。指示書の写しを添付する等により対応されたい。

土地譲受者への通知については、別紙参考様式 5 も参考に実施されたい。

通知の発出によらず譲受者には義務が生じており、当該通知は情報提供のみを目的としたものである。また、そもそも土地譲受者の義務については違反があったとしても勧告 (さらに、勧告違反があった場合でも公表) に留まるものであることから、当該通知の発出は不利益処分に あたらぬ。

上記の土地譲受者の義務の性質については、通知の発出に あたり、土地譲受者に適宜説明されたい。

(オ) 土地の所有者等が行った調査結果の報告

第 116 条第 11 項の規定により、工場等廃止者又は土地譲受者が調査を行っていない場合に土地の所有者等 (転得者) が調査を行った場合には、当該調査が第 116 条第 1 項に規定する方法により行われたものであると認めるときは、当該土地の調査があったものとみなす。なお、「認める」ことのためには、調査の結果について、規則第 55 条に準じて報告を受けることが必要となる。特段、認めた旨の文書の発出は行わず、受理した報告書の副本の返却、台帳の調製、訂正等、条例の各規定に基づく手続を行うこととする。

(3) 施設等除却時の調査

アからエまで (現行のとおり)

オ 調査義務違反に係る指導等

施設等除却時の調査についても、実施する指導及び関連する手続については、規定上は工場等廃止時と同じであるため、そちらを参照されたい(この際、本通知の記 第 2 4 (2) カ内の「工場等廃止者」と「施設等除却者」に読み換える)。

(4) 操業中の自主調査 (現行のとおり)

(5) 土壌汚染の除去等の措置を要する場合の指示及び命令 (現行のとおり)

アからエまで (現行のとおり)

オ 土地譲受者による措置義務

第 116 条第 9 項の規定により、工場等廃止者又は施設等除却者が措置等(対策計画書の作成、提出、措置の実施、措置の完了の届出)を行わずに当該事業場であった土地を譲渡若しくは返還したときは、土地譲受者も当該土地の措置等の義務を負う。このとき、譲渡等があった時点で工場等廃止者又は施設等除却者並びに土地譲受者の両者が義務を負っている状況となり、いずれか一者が義務を果たせばもう一者の義務も消滅する。

また、土地譲受者がさらに他の者に当該土地を譲渡した場合にあって

(オ) 土地の所有者等が行った調査結果の報告

第 116 条第 11 項の規定により、工場等廃止者又は土地譲受者が調査を行っていない場合に土地の所有者等が調査を行った場合には、当該調査が第 116 条第 1 項に規定する方法により行われたものであると認めるときは、当該土地の調査があったものとみなす。なお、「認める」ことのためには、調査の結果について、規則第 55 条に準じて報告を受けることが必要となる。特段、認めた旨の文書の発出は行わず、受理した報告書の副本の返却、台帳の調製、訂正等、条例の各規定に基づく手続を行うこととする。

(3) 施設等除却時の調査

アからエまで (略)

オ 調査義務違反に係る指導等

施設等除却時の調査についても、実施する指導及び関連する手続については、規定上は工場等廃止時と同じであるため、そちらを参照されたい(この際、本通知の記 第 2 4 (2) カ内の「工場等廃止者」と「施設等除却者」に読み換える)。

(4) 操業中の自主調査 (略)

(5) 土壌汚染の除去等の措置を要する場合の指示及び命令 (略)

アからエまで (略)

オ 土地譲受者による措置義務

第 116 条第 9 項の規定により、工場等廃止者又は施設等除却者が措置等(対策計画書の作成、提出、措置の実施、措置の完了の届出)を行わずに当該事業場であった土地を譲渡若しくは返還したときは、土地譲受者も当該土地の措置等の義務を負う。このとき、譲渡等があった時点で工場等廃止者又は施設等除却者並びに土地譲受者の両者が義務を負っている状況となり、いずれか一者が義務を果たせばもう一者の義務も消滅する。

また、土地譲受者がさらに他の者に当該土地を譲渡した場合にあって

も、第 116 条第 9 項に基づく土地譲受者の義務は移転しない。

土地譲受者が措置等を実施する上で有用である情報を提供するため、知事は土地譲受者がいることを知ったときは、当該事業場で取扱のあった特定有害物質等の種類その他の規則で定める事項を通知することとした。この場合は、当該土地において既に台帳が調製されていること、その他事業者に対して行った指示の内容、既に行った措置等に関する情報などについても通知において提供することとしている。

土地譲受者への通知の方法その他については、「4 (2) カ (エ) 土地譲受者による調査義務」を参照されたい。

カ 土地の所有者等による対策計画書の作成提出及び措置の実施等

第 116 条第 11 項の規定により、工場等廃止者又は土地譲受者が措置等を行っていない場合に土地の所有者等 (転得者) が措置等を行った場合には、当該措置等が条例の規定に基づくものであると認めるときは、当該土地の措置等の各義務が果たされたことになる。なお、「認める」ことのためには、対策計画書については第 116 条第 4 項に準じて提出を、完了届については第 116 条第 8 項に準じて届出を受けることが必要となる。認めた際には、受理した計画書等の副本の返却、台帳の訂正等、条例の各規定に準じた手続を行う。

キ 措置実施中及び措置完了後の土地の管理 (現行のとおり)

(6) 工場等の敷地又は敷地であった土地における汚染地の改変 (現行のとおり)

ア 対象となる土地 (現行のとおり)

イ 汚染地の改変にあたる行為

法第 12 条第 1 項の形質変更時要届出区域における土地の形質変更届又は法第 16 条第 1 項の搬出届の対象となる行為が原則として該当する。法と同様、非常災害時の応急措置は含まないが、当該応急措置を行った場合の事後届出の義務は課していない。そのため、このような事実を把握した

も、第 116 条第 9 項に基づく土地譲受者の義務は移転しない。

土地譲受者が措置等を実施する上で有用である情報を提供するため、知事は土地譲受者がいることを知ったときは、当該事業場で取扱のあった特定有害物質等の種類その他の規則で定める事項を通知することとした。この場合は、当該土地において既に台帳が調製されていること、その他事業者に対して行った指示の内容、既に行った措置等に関する情報などについても通知において提供することとしている。

土地譲受者への通知の方法その他については、「4 (2) オ (エ) 土地譲受者による調査義務」を参照されたい。

カ 土地の所有者等による対策計画書の作成提出及び措置の実施等

第 116 条第 11 項の規定により、工場等廃止者又は土地譲受者が措置等を行っていない場合に土地の所有者等が措置等を行った場合には、当該措置等が条例の規定に基づくものであると認めるときは、当該土地の措置等の各義務が果たされたことになる。なお、「認める」ことのためには、対策計画書については第 116 条第 4 項に準じて提出を、完了届については第 116 条第 8 項に準じて届出を受けることが必要となる。認めた際には、受理した計画書等の副本の返却、台帳の訂正等、条例の各規定に準じた手続を行う。

キ 措置実施中及び措置完了後の土地の管理 (略)

(6) 工場等の敷地又は敷地であった土地における汚染地の改変 (略)

ア 対象となる土地 (略)

イ 汚染地の改変にあたる行為

法第 12 条第 1 項の形質変更時要届出区域における土地の形質変更届又は法第 16 条第 1 項の搬出届の対象となる行為が原則として該当する。法と同様、非常災害時の応急措置は含まないが、当該応急措置を行った場合の事後届出の義務は課していない。そのため、このような事実を把握した

際には、任意で報告を求めることが望ましい。

また、規模要件等で汚染地の改変に当たらないとされた行為により、当該敷地内で土地の形質の変更又は汚染土壌の移動が行われる場合であっても、土地の所有者等は記録を作成し、意図しない汚染土壌の拡散が生じないように管理を行うことが望ましい。

なお、第 117 条第 1 項が適用される場合は、第 116 条の 3 第 1 項に基づく届出は要さない。これは、第 114 条から第 116 条の 2 までの規定による調査等では、有害物質取扱事業者の扱っていた特定有害物質について汚染の把握を求めているのに対して、第 117 条が土地改変者の行為による汚染の拡散防止について過去の地歴も含めた汚染の把握を求めており、当該土地の汚染の把握を広く行うことができるためである。また、第 117 条第 7 項に基づく汚染地の改変についても同様である。第 116 条の 3 第 1 項及び第 117 条 7 項が重複する場合には、それぞれの届出を要する点に注意されたい。

(ア) から (ウ) まで (現行のとおり)

ウからキまで (現行のとおり)

5 土地の改変時における改変者の義務 (第 117 条関係) (現行のとおり)

(1) 土地利用の履歴等調査の契機 (現行のとおり)

ア及びイ (現行のとおり)

ウ 適用除外となる行為

従前より運用において適用を除外していた、「通常の管理行為又は軽易な行為」について、規則第 57 条第 2 項第 1 号ただし書に明記するとともに、その他新たに適用除外とする行為を加えた。「通常の管理行為又は軽易な行為」とは、管理行為として日常的に行われる行為又は生命身体に関わる設備の新設等直ちに対応することが望ましい行為であって、事前の届出及び調査を行う時間がなく、土壌汚染の拡散のおそれのない小規模な掘削及び埋戻がなされる行為等を想定している。

際には、任意で報告を求めることが望ましい。

また、規模要件等で汚染地の改変にあたらないとされた行為により、当該敷地内で土地の形質の変更又は汚染土壌の移動が行われる場合であっても、土地の所有者等は記録を作成し、意図しない汚染土壌の拡散が生じないように管理を行うことが望ましい。

(ア) から (ウ) まで (略)

ウからキまで (略)

5 土地の改変時における改変者の義務 (第 117 条関係) (略)

(1) 土地利用の履歴等調査の契機 (略)

ア及びイ (略)

ウ 適用除外となる行為

従前より運用において適用を除外していた、「通常の管理行為又は軽易な行為」について、規則第 57 条第 2 項第 1 号ただし書に明記するとともに、その他新たに適用除外とする行為を加えた。

なお、この適用除外の行為は、規則第 57 条第 2 項第 1 号を対象としているもので、同上同項第 2 号 (法第 4 条第 1 項に基づく届出の対象となる行為) については、適用除外の対象とならない。



なお、この適用除外の行為は、規則第 57 条第 2 項第 1 号を対象としているもので、同上同項第 2 号（法第 4 条第 1 項に基づく届出の対象となる行為）については、適用除外の対象とならない。

(ア) から (ウ) まで (現行のとおり)

オ 土地利用の履歴等調査（地歴調査） (現行のとおり)

## (2) 汚染状況調査

知事は、土地利用の履歴等から見て、その土地に工場等が存在し、特定有害物質を取り扱った、若しくは取り扱ったおそれがあると認める場合、又は、その土地に特定有害物質を含む廃棄物等が埋め立てられているおそれがあると認める場合等に、汚染状況調査の実施を求めることができる。

汚染状況調査は指針の規定に基づき実施する。法第 3 条に規定する指定調査機関に行わせること、公平性を担保すること、指定調査機関確認書等を活用すること並びに土壤及び地下水の汚染状況を把握することについては、第 116 条第 1 項に基づく汚染状況調査と同じである。次に掲げる点に相違があるので留意されたい。

アからウまで (現行のとおり)

## (3) 汚染拡散防止計画書（第 117 条第 3 項）及び完了届（第 117 条第 6 項）

(現行のとおり)

ア 汚染拡散防止計画書

土地の改変に伴う汚染拡散防止の措置に係る事項を記載する計画書である。詳細は規則第 56 条の 5、指針第 4 及び通知別紙を参照のこと。

措置に係る計画書を作成し提出するという規定の目的から、土壤の掘削の前に提出することは当然である。

規則第 56 条の 5 の規定のとおり、改正前の「汚染拡散防止計画書」と様式、記載事項等が異なるものである。また、添付書類を規定している。

(ア) から (ウ) まで (略)

オ 土地利用の履歴等調査（地歴調査） (略)

## (2) 汚染状況調査

知事は、土地利用の履歴等から見て、その土地に工場等が存在し、特定有害物質を取り扱った、若しくは取り扱ったおそれがあると認める場合、又は、その土地に特定有害物質を含む廃棄物等が埋め立てられているおそれがあると認める場合等に、汚染状況調査の実施を求めることができる。

汚染状況調査は指針の規定に基づき実施する。法第 3 条に規定する指定調査機関に行わせること、公平性を担保すること、土壤及び地下水の汚染状況を把握することについては、第 116 条第 1 項に基づく汚染状況調査と同じである。次に掲げる点に相違があるので留意されたい。

アからウまで (略)

## (3) 汚染拡散防止計画書（第 117 条第 3 項）及び完了届（第 117 条第 6 項）

(略)

ア 汚染拡散防止計画書

土地の改変に伴う汚染拡散防止の措置に係る事項を記載する計画書である。詳細は規則第 56 条の 5、指針第 4 及び通知別紙を参照のこと。

措置に係る計画書を作成し提出するという規定の目的から、土壤の掘削の前に提出することは当然である。

規則第 56 条の 5 の規定のとおり、改正前の「汚染拡散防止計画書」と様式、記載事項等が異なるものである。また、添付書類を規定している。

上記ア (ア) の土地については、健康リスク又は周辺への地下水汚染拡大のおそれがある土地であるが事業者が汚染原因者でないとして、条例第

<p>イからカまで (現行のとおり)</p> <p>(4) 土地利用の履歴等調査の対象とならない土地における汚染地の改変 (現行のとおり)</p> <p>ア 対象となる土地 (現行のとおり)</p> <p>イ 汚染地の改変にあたる行為</p> <p>第116条の3第1項で規定する汚染地の改変と同じである。具体的には「4(6)イ 汚染地の改変にあたる行為」を参照のこと。汚染地改変者の定義も第116条の3のとおりである。</p> <p>なお、第117条第1項が適用される場合は、<u>第117条第7項に基づく届出を要さないことは、第116条の3第1項で規定する汚染地の改変と同じである。</u></p> <p>ウ及びエ (現行のとおり)</p> <p>6 記録の保管、引継等 (第118条関係) (現行のとおり)</p> <p>7 台帳 (第118条の2関係)</p> <p>今回の改正において、土壌汚染情報についてより積極的に公開し、環境リスク及び健康リスク情報を共有するとともに、都民の利便性の向上を図ることを目的に、法と同様の台帳の調製<u>及び</u>公開の制度を設けることとした。</p> <p><u>平成31年一部</u>改正規則においては、台帳の対象となる土地は、改正法第一段階施行の趣旨を踏まえ、「汚染ありと評価された土地 (その後汚染が除去さ</p>	<p><u>116条第4項の指示が出されず、措置が講じられていない場合がある。このときは、指針に基づき、汚染地の改変の箇所に限っては健康リスク及び周辺への地下水汚染拡大のおそれに対する措置についても実施する必要があり、汚染拡散防止計画書に当該措置を記載する必要があることに留意されたい。すなわち、この場合の汚染拡散防止計画書は、対策計画書とほぼ同等の内容となる。</u></p> <p>イからカまで (略)</p> <p>(4) 土地利用の履歴等調査の対象とならない土地における汚染地の改変 (略)</p> <p>ア 対象となる土地 (略)</p> <p>イ 汚染地の改変にあたる行為</p> <p>第116条の3第1項で規定する汚染地の改変と同じである。具体的には「4(6)イ 汚染地の改変にあたる行為」を参照のこと。汚染地改変者の定義も第116条の3のとおりである。</p> <p>なお、第117条第1項が適用される場合は、第117条第<u>1項が優先される。</u></p> <p>ウ及びエ (略)</p> <p>6 記録の保管、引継等 (第118条関係) (略)</p> <p>7 台帳 (第118条の2関係)</p> <p>今回の改正において、土壌汚染情報についてより積極的に公開し、環境リスク及び健康リスク情報を共有するとともに、都民の利便性の向上を図ることを目的に、法と同様の台帳の調製、<u>公開</u>の制度を設けることとした。</p> <p><u>今回の</u>改正においては、台帳の対象となる土地は、改正法第一段階施行の趣旨を<u>ふ</u>まえ、「汚染ありと評価された土地 (その後汚染が除去された土地も含</p>
--	---

れた土地も含む。)」とした。令和6年一部改正規則においては、これに加え、「汚染状況調査により汚染なしと評価された土地」、「土地利用の履歴等調査を実施した土地」及び「自然由来等基準不適合土壌の搬出元及び搬出先の土地」も対象とした。

(1) 対象となる土地

規則第58条第1項の表の上欄に掲げる土地が対象である。表1の項及び2の項の土地については、確認された汚染が全て除去された場合であっても、それらの措置の経緯を記載した上で、台帳は引き続き保管される。加えて、令和6年一部改正規則により、同表3の項、4の項及び5の項の土地についても、台帳を調製し、保管することとした。

原則として、第116条及び第116条の2に基づく汚染状況調査で汚染が確認された場合については、工場又は指定作業場単位で調製し、同一の事業場で新たな汚染が確認されたときは、既に当該事業場について調製した台帳を訂正することとされたい。

また、第117条に基づく汚染状況調査で汚染が確認された場合については、対象地単位で調製し、同一の対象地で新たな汚染が確認されたときは、既に当該対象地について調製した台帳を訂正することとされたい。ただし、汚染の有無に関わらず1つの台帳として運用することについて妨げるものではない。

ア (現行のとおり)

イ 条例第115条から第116条の2まで及び第117条の規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地

(現行のとおり)

ウ 条例第115条から第116条の2まで及び第117条の規定に基づく汚染状況調査を実施した土地 (イの土地を除く。)

む。)」とした。

(1) 対象となる土地

規則第58条第1項の各号に掲げる土地が対象である。これらの土地については、確認された汚染が全て除去された場合であっても、それらの措置の経緯を記載したうえで、台帳は引き続き保管される。 \_

原則として、第116条及び第116条の2の調査については、工場又は指定作業場単位で調製し、同一の事業場で新たな調査契機が生じたときは、既に当該事業場について調製した台帳を訂正することとされたい。

ア (略)

イ 条例第115条から第117条までの規定に基づく汚染状況調査により、土壌の特定有害物質の濃度が汚染土壌処理基準を超えていること又は地下水中の特定有害物質の濃度が地下水基準を超えていることが確認された土地

(略)

(新設)

汚染状況調査において、土壌及び地下水の濃度が基準に適合であった土地又は調査の結果、汚染のおそれがないと判断された土地等が台帳の対象となる。イで確認された汚染が全て除去された場合や調査省略によりイで台帳を調製した後に追完調査で基準適合が確認された土地についてはウにおける台帳の調製契機とはならず、イで調製された台帳を訂正し、引き続き保管される。

エ 条例第 117 条第 1 項の規定に基づく調査を実施した土地

条例第 117 条第 1 項の規定に基づく調査（土地利用の履歴等調査）を実施した土地が対象となる。

オ 条例第 122 条第 1 項第 2 号の規定に掲げる土壌の搬出元及び搬出先の土地（イの土地を除く。）

条例第 122 条第 1 項第 2 号の規定に掲げる土壌（自然由来等基準不適合土壌）については、土壌の搬出に伴う汚染拡散防止に必要な限度において適用する。汚染状況調査により自然由来等基準不適合土壌であると判断された場合には、イにより台帳が調製される。オでは、土地利用の履歴等調査により汚染のおそれがないとされた土地あるいは汚染状況調査の結果調査対象物質について基準超過土壌が確認されなかった土地において、搬出時の調査等により自然由来等基準不適合土壌が確認された場合における搬出元及び搬出先の土地が対象となる。

(2) 台帳の構成

ア 帳簿

規則第 58 条第 2 項の各号に掲げる事項を記載する。様式は規定されていないが、別紙参考様式 6 － 1 から 6 － 5 まで（以下「参考様式 6」という。）を参考に作成されたい。

参考様式 6 中「整理番号」については、台帳を調製する都、区市でそれぞれ重複することのないよう、「区市コード（3桁）」＋「事案番号（各自治体の任意ルールによる。）」の形で付番することが望ましい。

（新設）

（新設）

(2) 台帳の構成

ア 帳簿

規則第 58 条第 2 項の各号に掲げる事項を記載する。様式は規定されていないが、別紙参考様式 6 を参考に作成されたい。

参考様式 6 中「整理番号」については、台帳を調製する都、区市でそれぞれ重複することのないよう、「区市コード（3桁）」＋「事案番号（各自治体の任意ルールによる。）」の形で付番することが望ましい。

各記載事項についての留意事項は次のとおりである。参考様式 6 につい

各記載事項についての留意事項は次のとおりである。参考様式6については、別途記載例を示すこととするので、併せて参照されたい。なお、各欄に記入した内容の詳細は、添付書類として綴ることができる。

(ア) (第1号)「前項の表1の項に規定する土地にあつては指示、同表2の項及び3の項に規定する土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項」

(現行のとおり)

(イ) (第2号)「前項の表2の項及び3の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の結果の報告年月日、同表4の項に規定する土地にあつては土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日、同表5の項に規定する土地にあつては搬出に係る届出年月日」

汚染状況調査の結果の報告年月日、土地利用の履歴等調査の結果の届出年月日又は自然由来等土壌の搬出に係る届出年月日を記載する。

(ウ) (第3号)「土地の所在地」

土地の所在地について、地番は必須だが、住居表示及び地番の双方を記載することが望ましい。このため、各規定に基づく報告、届出その他の様式において、住居表示と地番の併記を求めることとした。台帳に記載される項目であることから、それらが当該土地の場所を示すものであることについて届出者と共に確認し、正確を期すこととされたい。

(エ) (第4号)「調製年月日又は訂正年月日」

台帳を最初に調製した年月日を記載し、以降、訂正の都度、その年月日を追記又は訂正する。

(オ) (第5号)「条例第百十五条第一項、第百十六条第一項、第九項若しくは第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、条例第百十七条第二項の規

ては、別途記載例を示すこととするので、併せて参照されたい。なお、各欄に記入した内容の詳細は、添付書類として綴ることができる。

(ア) (第1号)「前項第1号の土地にあつては指示、前項第2号の土地にあつては汚染状況調査の実施の根拠となった条例の条項」

(略)

(イ) (第2号)「前項第2号の土地にあつては、汚染状況調査の結果の報告年月日」

汚染状況調査の結果の報告年月日を記載する。

(ウ) (第3号)「土地の所在地」

土地の所在地については、地番表記は必須だが、住居表示及び地番の双方を記載することが望ましい。このため、各規定に基づく報告、届出その他の様式において、住居表示と地番の併記を求めることとした。台帳に記載される項目であることから、それらが当該土地の場所を示すものであることについて届出者と共に確認し、正確を期すこととされたい。

(エ) (第4号)「調製年月日又は訂正年月日」

台帳を最初に調製した年月日を記載し、以降、訂正の都度、その年月日を追記する。

(オ) (第5号)「第百十五条第一項、第百十六条第一項、同条第九項、同条第十一項又は第百十六条の二第一項の規定により汚染状況調査を実施した場合にあつては当該工場又は指定作業場の名称(当該工場又は指定作業場が廃止されている場合はその旨)、第百十七条第二項の規定によ



定により汚染状況調査を実施した場合にあっては土地の改変に係る事業の名称」

上記のとおり、工場又は指定作業場の名称を記載する。なお、括弧内について、工場又は指定作業場が廃止されている場合にはその廃止年月日を記載する。

(カ) (第6号) 「汚染状況調査を実施した場合にあっては当該調査を実施した土地の面積及び土壤汚染が確認されている土地の面積、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあっては当該調査を実施した土地の面積」

汚染状況調査を実施した場合は、汚染状況調査の対象地（「対象地」の定義は指針による。）の面積、及び汚染状況調査の結果（詳細調査を実施した場合にあってはその結果も含む。）、土壤の汚染が確認された区画（調査省略により土壤の汚染ありと評価された区画を含む。）の面積の合計を記載する。

土地利用の履歴等調査を実施した場合は、土地利用の履歴等調査の対象地の面積及び改変対象地の面積を記載する。

なお、土壤汚染の除去の措置を実施した場合は、措置完了後に土壤の汚染が残置されている面積を記入する。（例えば、対象地内の土壤の汚染が全て除去された場合にあっては、「0 m<sup>2</sup>」と併記）

当初面積からの変更の経緯については、必要に応じて備考欄に記載してもよい。

(キ) (第7号) 「汚染状況調査を実施した場合は、当該調査の方法に関する特記事項」

(現行のとおり)

(ク) (第8号) 「汚染状況調査を実施した場合にあっては特定有害物質による土壤等の汚染状況、土地利用の履歴等調査を実施した場合にあっては特定有害物質による土壤汚染のおそれの有無、自然由来等基準不適合土壤の搬出を行う場合にあっては当該土壤の特定有害物質による汚染状

り汚染状況調査を実施した場合にあっては土地の改変に係る事業の名称」

上記の通り、工場又は指定作業場の名称を記載する。なお、括弧内について、工場又は指定作業場が廃止されている場合にはその廃止年月日を記載する。

(カ) (第6号) 「汚染状況調査を実施した土地の面積及び土壤汚染が確認されている土地の面積」

汚染状況調査の対象地（「対象地」の定義は指針による。）の面積、及び汚染状況調査の結果（詳細調査を実施した場合にあってはその結果も含む。）、土壤の汚染が確認された区画（調査省略により土壤の汚染ありと評価された区画を含む。）の面積の合計を記載する。

なお、土壤汚染の除去の措置を実施した場合は、措置完了後に土壤の汚染が残置されている面積を記入する。（例えば、対象地内の土壤の汚染が全て除去された場合にあっては、「0 m<sup>2</sup>」と併記）

当初面積からの変更の経緯については、必要に応じて備考欄に記載してもよい。

(キ) (第7号) 「汚染状況調査の方法に関する特記事項」

(略)

(ク) (第8号) 「特定有害物質による土壤等の汚染状況」

況」

汚染状況調査を実施し、土壤汚染が確認された場合は、当該特定有害物質の名称及び対象地内で超過した基準項目（第二溶出量基準、溶出量基準、含有量基準）を記載する。また、代表地点及び対象地境界において地下水調査を実施した場合は、各基準（第二地下水基準、地下水基準）の超過の有無を記載する。調査結果の詳細については添付書類等で示すものとする。

汚染状況調査の結果、調査対象地全体で汚染が確認されなかった又は汚染のおそれなかった場合は、その旨記載するとともに、試料採取等を行っている場合は当該特定有害物質の名称を記載するものとする。

土地利用の履歴等調査を実施した場合は、対象地及び改変対象地における汚染のおそれの有無を記載し、汚染のおそれのある場合には、当該汚染のおそれのある特定有害物質の名称を記載する。

自然由来等基準不適合土壤の搬出を行う場合は、当該土壤について、基準不適合である特定有害物質の名称及び超過した基準を記載する。

(ケ) (第9号) 「前項の表1の項及び2の項に規定する土地にあっては、汚染状況調査の受託者」

汚染状況調査を実施し、汚染が確認された場合、土壤汚染状況調査報告書に記載された調査を実施した指定調査機関の名称を記載する。

(コ) 及び (サ) (現行のとおり)

(シ) (第12号) 「当該土地に条例第百二十二条第一項第2号の土壤がある場合は、その旨（汚染の原因が水面埋立柱材に由来する場合は、その旨）」

自然由来等基準不適合土壤がある場合は、その旨（自然由来、埋立柱材由来の別）及び基準を超過している特定有害物質の種類を記載する。汚染状況調査において汚染の原因が自然的条件又は水面埋立柱材によるものと判断した根拠については、添付書類等で示すものとする。

特定有害物質の名称、対象地内で各基準（第二溶出量基準、溶出量基準、含有量基準、第二地下水基準、地下水基準）の超過の有無を記載する。調査結果の詳細については、添付書類等で示すものとする。参考様式においては、第2号及び第8号の記載欄と一体としている。

(ケ) (第9号) 「汚染状況調査の受託者」

土壤汚染状況調査報告書に記載された調査を実施した指定調査機関の名称を記載する。参考様式においては、第2号及び第8号の記載欄と一体としている。

(コ) 及び (サ) (略)

(シ) (第12号) 「当該土地に条例第百二十二条第一項第2号の土壤がある場合は、その旨（汚染の原因が水面埋立柱材に由来する場合は、その旨）」

自然由来等基準不適合土壤がある場合は、その旨（自然由来、埋立柱材由来の別）及び基準を超過している特定有害物質の種類を記載する。汚染の原因が自然的条件又は水面埋立柱材によるものと判断した根拠については、添付書類等で示すものとする。

(ス) 及び (セ) (現行のとおり)

(ソ) (第 15 号) 「前項表の 1 の項及び 2 の項に規定する土地にあつては、当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壌の処理等の方法 (当該土地の土壌が自然由来等基準不適合土壌の場合を除く。)」

台帳調製後に実施される措置、土地の改変又は汚染地の改変について、対策計画書及び汚染拡散防止計画書の内容等を基に記載する。措置又は改変、汚染土壌の処理等の方法の詳細については、添付書類等で示すものとする。

(タ) (第 16 号) 「自然由来等基準不適合土壌の搬出を行う場合は、当該土壌の搬出状況及び搬出先での処理又は管理の方法」

自然由来等基準不適合土壌を搬出する場合には、搬出する土壌の量、搬出先、基準不適合土壌の処理又は管理の方法について記載する。

(チ) (第 17 号) 「前項の表 4 の項に規定する土地にあつては、汚染状況調査の実施状況」

土地利用の履歴等調査の結果、改変対象地において汚染のおそれがある場合は、当該改変対象地における汚染状況調査の実施状況について記載する。

イ 添付する書類等

規則第 58 条第 1 項の表 1 の項及び 2 の項に規定する土地の台帳については、帳簿と併せて、同条第 3 項の各号に掲げる書類、図面を綴る。

また、同条第 1 項の表 3 の項及び 5 の項に規定する土地の台帳については、帳簿のみの調製を原則とするが、各区市の情報共有・管理の方法や開示請求対応等を鑑みて同条第 4 項の各号に掲げる書類等を必要に応じて綴られたい。添付する書類等は、土壌汚染状況調査報告書、対策計画書等に添付された書類等の写しを用いる。この際、個人情報に記載されていないことについては公開前に十分に確認する必要がある。

(ス) 及び (セ) (略)

(ソ) (第 15 号) 「当該土地における措置又は改変の実施状況及びこれに伴う汚染土壌の処理等の方法」

台帳調製後に実施される措置、土地の改変又は汚染地の改変について、対策計画書及び汚染拡散防止計画書の内容等を元に記載する。措置又は改変、汚染土壌の処理等の方法の詳細については、添付書類等で示すものとする。

(新設)

(新設)

イ 添付する書類等

帳簿と併せて、規則第 58 条第 3 項の各号に掲げる書類、図面を綴る。原則として、土壌汚染状況調査報告書、対策計画書等に添付された書類等の写しを用いる。この際、個人情報に記載されていないことについては公開前に十分に確認する必要がある。

法の台帳においても、添付書類等については各自自治体が独自の運用をしているところであるが、都内の統一的な運用のためには、区市においては都が添付する書類等を参考として作成することを検討されたい。

法の台帳においても、添付書類等については各自治体が独自の運用をしているところであるが、都内の統一的な運用のためには、区市においては都が添付する書類等を参考として作成することを検討されたい。

(ア) 第3項第1号「汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等」

(現行のとおり)

(イ) 第3項第2号「当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明示した図面」

(現行のとおり)

(ウ) 第3項第3号「当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明示した図面」

(現行のとおり)

(エ) 第3項第4号「対象地周辺の地図」 (現行のとおり)

(オ) (第4項第1号)「汚染状況調査の実施内容及び当該調査の結果に係る書類等」

第3項第1号と同様である。

(カ) (第4項第2号)「自然由来等基準不適合土壌の搬出に係る汚染の拡散防止の方法を明らかにした書類等」

搬出に係る汚染拡散防止計画書及び汚染拡散防止措置完了届出書に添付された書類等の中から搬出元及び搬出先の場所、実施状況に係る図面を抜粋したものが該当する。

(キ) (第4項第3号)「対象地周辺の地図」

第3項第4号と同様である。

(3) 台帳の公開 (現行のとおり)

(4) 台帳の訂正

台帳の帳簿記載事項及び図面に変更があったときには、速やかに訂正する

(ア) (第1号)「汚染状況調査の実施内容及び調査結果に係る書類等」

(略)

(イ) (第2号)「当該土地に係る健康被害の防止又は周辺への地下水の汚染の拡大の防止のために講じられた措置の実施場所及び実施状況を明示した図面」

(略)

(ウ) (第3号)「当該土地に係る汚染の拡散防止の方法を明示した図面」

(略)

(エ) (第4号)「対象地周辺の地図」 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(3) 台帳の公開 (略)

(4) 台帳の訂正

台帳の帳簿記載事項及び図面に変更があったときには、速やかに訂正する

必要がある。なお、法用語に併せて「訂正」としているが、基本的には「情報の追加・更新」と理解して差し支えない。

台帳の訂正をする契機としては、次の届出等を受理したときが考えられる。

・同一の敷地内で行われた土地利用の履歴等調査届出書

- ・同一の工場等において行われた土壤汚染状況調査報告書
- ・省略した調査の追完の結果報告、詳細調査結果の報告
- ・土壤地下水汚染対策計画書、汚染拡散防止計画書
- ・土壤地下水汚染対策完了届出書、汚染拡散防止措置完了届出書
- ・汚染拡散防止計画書及び汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる法の届出等があったことの通知

このほか、次のような台帳の記載事項の変更があれば、訂正する。

- ・近隣の地下水の飲用状況に変更があり、規則第 54 条第 3 項第 1 号の該当性に変更があったとき。
- ・法の台帳が調製された旨の情報を接したとき。

・その他関連する届出等の通知があったとき。

(5) 同一の土地において複数の台帳が調製される場合の取扱い  
(現行のとおり)

(6) 法の台帳が調製された場合の取扱い

条例第 116 条と法第 3 条の重複の場合に都と区市でそれぞれの事務分掌に基づき台帳を調製する。重複案件であることを把握した場合は、台帳の「当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨」として記載する。

また、条例台帳に書類を添付せずに、法台帳の添付書類を参照する場合には台帳の備考欄にその旨記載する。

(7) 条例改正前からの継続事業等で、条例改正後新規に台帳を調製する場合の取扱い

必要がある。なお、法用語に併せて「訂正」としているが、基本的には「情報の追加・更新」と理解して差し支えない。

台帳の訂正をする契機としては、次の届出等を受理したときが考えられる。

- ・同一の工場等において行われた土壤汚染状況調査報告書
- ・省略した調査の追完の結果報告、詳細調査結果の報告
- ・土壤地下水汚染対策計画書、汚染拡散防止計画書
- ・土壤地下水汚染対策完了届出書、汚染拡散防止措置完了届出書
- ・汚染拡散防止計画書及び汚染拡散防止措置完了届出書の提出に代えることができる法の届出等があったことの通知

このほか、次のような台帳の記載事項の変更があれば、訂正する。

- ・近隣の地下水の飲用状況に変更があり、規則第 54 条第 3 項第 1 号の該当性に変更があったとき
- ・法の台帳が調製された旨の情報を接したとき

(5) 同一の土地において複数の台帳が調製される場合の取扱い  
(略)

(6) 法の台帳が調製された場合の取扱い

条例第 116 条と法第 3 条の重複の場合に都と区市でそれぞれの事務分掌に基づき台帳を調製する。重複案件であることを把握した場合は、台帳の「当該土地が土壤汚染対策法の規定に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定された区域を含む場合は、その旨」として記載する。

(新設)



条例第 117 条第 1 項の地歴調査を一括で行い、汚染のおそれのあった土地の一部について同条第 2 項の汚染状況調査を改正条例施行前に報告している場合は、既に報告していた土地については改正前の規定が、改正条例施行後に報告した土地については改正後の規定が適用される。この場合、改正条例施行後に報告された報告書の範囲のみ台帳が調製されることになり、条例改正前の汚染の情報が欠落し、届出がなされないまま土地の改変が行われる可能性もあることから、台帳の備考欄に改正条例施行後に報告がなされた範囲のみ台帳を調製している旨記載する。

8 その他の規定（第 119 条、第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2、第 122 条関係）

（1）調査及び処理等に係る指導及び助言並びに情報収集等

第 119 条第 2 項の規定により、いわゆる飲用井戸等情報については知事による収集等の努力義務が課されることとなった。都・区市が保有する情報についてはそれぞれに課された収集・提供に関する努力義務の下で共有していくこととする。

条例の規定による調査の義務者から周辺の土地の飲用井戸等の有無に係る情報の提供を求められた場合にあつては、個々の個人が所有する飲用井戸に係る情報は個人情報に当たるものであるため、例えば町丁目ごとの飲用井戸等の有無等、個人を特定しない方法による情報の提供について検討し、適切に対応されたい。

また、条例の規定による措置の義務者から健康リスクがあるとした判断の根拠となった井戸の位置に係る情報の提供を求められることが想定される。これは、土壤汚染の除去等の措置に当たり目標土壤溶出量及び目標地下水濃度を算出するには、判断の根拠となった地点と汚染のある土地の間に評価地点を設定する必要があるからである。なお、通常は敷地境界を評価地点にすると考えられ、評価地点は必ずしも敷地境界の外側に置く必要はないことか

8 その他の規定（第 119 条、第 120 条、第 121 条、第 121 条の 2、第 122 条関係）

（1）調査及び処理等に係る指導及び助言並びに情報収集等

第 119 条第 2 項の規定により、いわゆる飲用井戸等情報については知事による収集等の努力義務が課されることとなった。都・区市が保有する情報についてはそれぞれに課された収集・提供に関する努力義務の下で共有していくこととする。

条例の規定による調査の義務者から周辺の土地の飲用井戸等の有無に係る情報の提供を求められた場合にあつては、個々の個人が所有する飲用井戸に係る情報は個人情報にあたるものであるため、例えば町丁目ごとの飲用井戸等の有無等、個人を特定しない方法による情報の提供について検討し、適切に対応されたい。

また、条例の規定による措置の義務者から健康リスクがあるとした判断の根拠となった井戸の位置に係る情報の提供を求められることが想定される。これは、土壤汚染の除去等の措置にあたり目標土壤濃度を算出するには、判断の根拠となった地点と汚染のある土地の間に評価地点を設定する必要があるからである。なお、通常は敷地境界を評価地点にすると考えられ、評価地点は必ずしも敷地境界の外側に置く必要はないことから、情報の提供が目

ら、情報の提供が目標土壌溶出量及び目標地下水濃度の算出の必須条件となることはない。その上で、情報の提供を求められた場合にあっては、例えば当該措置を行う土地からの方位及びおおよその距離等、当該井戸が特定できない方法による情報の提供について検討し、適切に対応されたい。

いずれの場合にあって、都・区市それぞれの個人情報保護及び情報開示の制度に従って判断することが必要となるが、地下水を飲用する都民の生命・身体の保護を目的としている土壌汚染対策制度の趣旨と、指示等の行政処分により規制の実効性の確保を速やかに遂行すべきことを勘案した上で、事前に情報の収集・整理を行っておく等により効率的に運用されたい。

## (2) 勧告等

第120条第1項は、条例に基づく調査及び対策に係る義務に違反している者があるときに、その者に対して、必要な措置をとることを勧告するものである。

第116条第1項の規定に違反している場合で、第120条第1項の勧告を行った場合には、当該土地が未調査である旨の公表を行うことができることとした。これは、未調査であることが知らされないまま土地取引などが行われた場合に、汚染の拡散や関係者間のトラブルを引き起こすことが想定されるため、これらを防ぐ目的で、土地の場所及び範囲を公表するものである。

公表処分により当該土地の利活用及び取引に支障が生じ、所有者に不利益が生じることを否定できないことから、第3項により、意見陳述の機会を付与することとしている。意見陳述のための手続は、行政手続条例第13条第1項第2号の規定に準じれば、弁明の機会の付与によることが適当である。

なお、この未調査地の公表の対象はあくまでも第116条第1項違反の勧告時に限られており、他の条項への違反に対しては適用されない。

改正後の条例においては、勧告に違反したとき、条例第156条第1項の規定による違反者の公表を行うことができる。本通知の記「第2 4 (2) カ (ウ) 勧告違反者の公表」では第116条第1項違反の勧告の事例を示した

標土壌濃度の算出の必須条件となることはない。その上で、情報の提供を求められた場合にあっては、例えば当該措置を行う土地からの方位及びおおよその距離等、当該井戸が特定できない方法による情報の提供について検討し、適切に対応されたい。

いずれの場合にあって、都・区市それぞれの個人情報保護及び情報開示の制度に従って判断することが必要となるが、地下水を飲用する都民の生命・身体の保護を目的としている土壌汚染対策制度の趣旨と、指示等の行政処分により規制の実効性の確保を速やかに遂行すべきことを勘案したうえで、事前に情報の収集・整理を行っておく等により効率的に運用されたい。

## (2) 勧告等

第120条第1項は、条例に基づく調査及び対策に係る義務に違反している者があるときに、その者に対して、必要な措置をとることを勧告するものである。

第116条第1項の規定に違反している場合で、第120条第1項の勧告を行った場合には、当該土地が未調査である旨の公表を行うことができることとした。これは、未調査であることが知らされないまま土地取引などが行われた場合に、汚染の拡散や関係者間のトラブルを引き起こすことが想定されるため、これらを防ぐ目的で、土地の場所及び範囲を公表するものである。

公表処分により当該土地の利活用及び取引に支障が生じ、所有者に不利益が生じることを否定できないことから、第3項により、意見陳述の機会を付与することとしている。意見陳述のための手続は、行政手続条例第13条第1項第2号の規定に準じれば、弁明の機会の付与によることが適当である。

なお、この未調査地の公表の対象はあくまでも第116条第1項違反の勧告時に限られており、他の条項への違反に対しては適用されない。

改正後の条例においては、勧告に違反したとき、条例第156条第1項の規定による違反者の公表を行うことができる。本通知の記「第2 4 (2) オ (ウ) 勧告違反者の公表」では第116条第1項違反の勧告の事例を示した

が、第 156 条第 1 項の対象は第 120 条第 1 項による勧告すべてが対象となっている。

(3) 及び (4) (現行のとおり)

(5) 適用除外 (現行のとおり)

ア 汚染の原因が専ら自然的条件である土地

改正前の条例では、汚染原因者責任の原則によることから、自然由来等基準不適合土壌については、第 113 条から第 121 条までの規定を一律に適用除外としていた。しかし、自然由来等基準不適合土壌であっても、搬出に当たっては汚染の拡散のおそれがあることから、改変行為に伴う行為者責任の観点からは汚染拡散防止が必要であるとして、搬出の規定に限って適用することとした。対象となる土地は、概ね、法の自然由来特例地域又は埋立地特例区域に相当する土地である。

調査の実施・報告の段階までは、当該土地の汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであるとは認められない。当該土地の汚染の原因が専ら自然的条件であると認めるための調査については、指針に特例として定めた。

調査により当該土壌の汚染の原因が専ら自然的条件であると認められたのちは、当該自然由来等基準不適合土壌の搬出に際して、規則に定めるところにより計画書を作成提出すること、及び指針に基づき汚染の拡散の防止を図ることが義務付けられる。当該義務の履行に必要な、記録の保管等、台帳の調製等、指導助言、勧告等についても各規定に基づき行う。

なお、自然由来等基準不適合土壌については、汚染土壌処理施設での処理のほか、適切な管理がなされる土地への搬出を可能としており、具体的に受入が可能な土地は指針に規定している。このことに伴い、規則第 56 条の 5 及び第 56 条の 6 において、汚染拡散防止計画書の記載事項及び添付書類の限定並びに記載事項の読替えを規定している。

法と異なり、受入先の土地が条例上の規制を受ける土地であるとは限

が、第 156 条第 1 項の対象は第 120 条第 1 項による勧告すべてが対象となっている。

(3) 及び (4) (略)

(5) 適用除外 (略)

ア 汚染の原因が専ら自然的条件である土地

改正前の条例では、汚染原因者責任の原則によることから、自然由来等基準不適合土壌については、第 113 条から第 121 条までの規定を一律に適用除外としていた。しかし、自然由来等基準不適合土壌であっても、搬出に当たっては汚染の拡散のおそれがあることから、改変行為に伴う行為者責任の観点からは汚染拡散防止が必要であるとして、搬出の規定に限って適用することとした。対象となる土地は、概ね、法の自然由来特例地域又は埋立地特例区域に相当する土地である。

汚染状況調査の実施・報告の段階までは、当該土地の汚染の原因が専ら自然的条件であることが明らかであるとは認められない。当該土地の汚染の原因が専ら自然的条件であると認めるための汚染状況調査については、指針に特例として定めた。

汚染状況調査により当該土壌の汚染の原因が専ら自然的条件であると認められたのちは、当該自然由来等基準不適合土壌の搬出に際して、規則に定めるところにより計画書を作成提出すること、及び指針に基づき汚染の拡散の防止を図ることが義務付けられる。当該義務の履行に必要な、記録の保管等、台帳の調製等、指導助言、勧告等についても各規定に基づき行う。

なお、自然由来等基準不適合土壌については、汚染土壌処理施設での処理のほか、適切な管理がなされる土地への搬出を可能としており、具体的に受入が可能な土地は指針に規定している。このことに伴い、規則第 56 条の 5 及び第 56 条の 6 において、汚染拡散防止計画書の記載事項及び添付書類の限定並びに記載事項の読替えを規定している。

らないことから、搬出時の受入先における管理方法等も台帳において「汚染土壌の処理方法」と位置づけを記載し、当該管理方法に関する書類は台帳に添付すること。

#### イ その他の適用除外

農用地及び処分場として使用され、他法令が適用されることで土壌汚染の観点から管理されている土地については、改正前の条例と同様に適用除外となる。農用地の土壌の汚染防止等に関する法律第二条第一項に規定する農用地とは、耕作の目的又は主として家畜の放牧の目的若しくは養畜の業務のための採草の目的に供される土地をいう。

また、適用を受ける法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき有害物質の処分等を目的に設置された処分場等をいう。

なお、これらの規定は、現に農用地や処分場として使用されていることが適用除外の要件であって、他の用途に転用された場合には、適用除外とはならない。

### 9 経過措置

(1) から (4) まで (現行のとおり)

(5) 台帳関係

改正前の規定が適用されることとなった土地においては、改正後の第118条の2の規定は適用されない。よって、条例の規定による台帳の調製の対象にならない。

しかし、台帳の規定を設けた趣旨を踏まえれば、調査報告者の同意が得られれば、新規定に準拠して「任意の台帳」を調製することが望ましい。

また、令和6年一部改正規則により調製することとなる台帳は、次の届出等の日を基準日として、これが施行日以降となるものである。

法と異なり、受入先の土地が条例上の規制を受ける土地であるとは限らないことから、搬出時の受入先における管理方法等も台帳において「汚染土壌の処理方法」と位置づけ記載し、当該管理方法に関する事項は台帳に記載すること。

#### イ その他の適用除外

農用地及び処分場として使用され、他法令が適用されることで土壌汚染の観点から管理されている土地については、改正前の条例と同様に適用除外となる。農用地については農用地の土壌の汚染防止等に関する法律適用を受ける法令により特定有害物質の処分等を目的として設置されている施設の存する土地とは、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等に基づき有害物質の処分等を目的に設置された処分場等をいう。

なお、これらの規定は、現に農用地や処分場として使用されていることが適用除外の要件であって、他の用途に転用された場合には、適用除外とはならない。

### 9 経過措置

(1) から (4) まで (略)

(5) 台帳関係

改正前の規定が適用されることとなった土地においては、改正後の第118条の2の規定は適用されない。よって、条例の規定による台帳の調製の対象にならない。

しかし、台帳の規定を設けた趣旨を踏まえれば、調査報告者の同意が得られれば、新規定に準拠して「任意の台帳」を調製することが望ましい。

- ・ 第 116 条第 1 項第 1 号及び同条第 9 項については、工場又は指定作業場の廃止日
- ・ 第 116 条第 1 項第 2 号、第 116 条の 2 及び第 117 条第 2 項については、土壤汚染状況調査報告書の提出日
- ・ 第 117 条第 1 項については、土地利用の履歴等調査届出書の届出日
- ・ 自然由来等基準不適合土壤に係る汚染拡散防止計画書の提出日

10 事務処理特例条例により移譲する事務に係る都と区市との連携

(1) から (4) (現行のとおり)

(5) 第 116 条の 3 と第 117 条が重複する案件について

第 116 条の 3 と第 117 条第 1 項が重複する案件については、第 116 条の 3 に基づく汚染拡散防止計画書の提出を要さない。これは第 116 条が有害物質取扱事業者の扱っていた特定有害物質について汚染の把握を求めているのに対して、第 117 条が土地改変者の行為による汚染の拡散防止について過去の地歴も含めた汚染の把握を求めており、当該土地の汚染の把握を広く行うことができるためである。

都に対して第 117 条第 3 項及び第 6 項の届出があった場合は、都は区市の求めに応じて届出書の写しの全部又は一部を添えて、第 116 条の 3 を所管する区市に通知する。通知を受理した区市においては、汚染拡散防止計画書及び汚染拡散防止完了届出書の受理に準じて取り扱い、台帳の訂正等を行われない。

注意事項・免責事項 別紙 3 新条例台帳のとおり

参考様式

1 から 5 まで (現行のとおり)

6 - 1 から 6 - 5 まで 別紙 3 新条例台帳のとおり

10 事務処理特例条例により移譲する事務に係る都と区市との連携

(1) から (4) (略)

(新設)

(新設)

参考様式

1 から 5 まで (略)

6 別紙 4 旧条例台帳のとおり